

令和8年度新潟県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修 実施要領

1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障害特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、さらには、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ることを目的とします。

本研修は、サービス管理責任者等として従事し一定の経験を有する者が、業務の遂行に必要な知識及び技術の基本を再確認するとともに、障害者支援の最新の動向について学び、日常の業務を検証することを通して資質の向上を図ることを目的として実施するものです。

2 実施機関

一般社団法人 新潟県相談支援専門員協会
(佐渡市上新穂646-9)

3 受講定員・期日(研修の日程は別表「日程」のとおり)

●定員 276 人

●講義（半日）及び演習（2日）の受講が必要。

※下表の講義部分（①、②、③、④）及び演習部分（A、B、C、D）を、それぞれの日程で受講してください。

なお、講義①を受講の場合は演習 A を受講、講義②を受講の場合は演習 B を受講、講義③を受講の場合は演習 C を受講、講義④を受講の場合は演習 D を受講してください。

※講義部分はオンライン研修で実施します。研修に必要な使用機器等については、「8 オンライン研修及び演習の留意事項（1）」を参照してください。

※感染症の発生等により、本研修の中止・変更等を行う場合があります。

【講義部分】

	日程	会場	定員
講義①	令和8年10月16日（金）	Zoom によるオンライン研修	276 人
講義②	令和8年11月13日（金）		
講義③	令和8年11月27日（金）		
講義④	令和9年2月25日（木）		

【演習部分】

	日程	会場	定員
演習 A	令和 8 年 10 月 20 日（火）、21 日（水）	新潟県自治会館 講堂 （新潟市中央区新光町 4 番地 1）	84 人
演習 B	令和 8 年 11 月 17 日（火）、18 日（水）	柏崎市産業文化会館 大ホール （柏崎市駅前 2-2-45）	84 人
演習 C	令和 8 年 11 月 30 日（月）、12 月 1 日（火）	燕三条地場産業振興センター メッセピア 総合研修室 （三条市須頃 1 丁目 17 番地）	60 人
演習 D	令和 9 年 3 月 1 日（月）、2 日（火）	新潟ふれ愛プラザ 会議室・研修室 （新潟市江南区亀田向陽 1-9-1）	48 人

4 受講対象者（詳細は別紙1「令和 8 年度更新研修受講申込みの流れ」参照）

以下の(1)及び(2)を満たす者

(1)以下①または②に該当する者

- ① 実践研修（※ 1）または更新研修（※ 2）を修了しており、資格有効期限が令和 8 年度末～令和 10 年度末の者。
- ② 実践研修または更新研修を修了しており、資格有効期限が令和 11 年度末～令和 12 年度末の方で、今年度の更新研修受講が必要となる特別な事情がある者。

(2)本研修受講時に以下①～③のいずれかの実務経験等を満たしている者

- ① 現に（※ 3）指定障害者福祉サービス事業所、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業所または指定障害児入所施設において、サービス管理責任者等または管理者として従事している者
- ② 現に（※ 3）指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所または指定障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者
- ③ 本研修受講開始日前 5 年間（※ 4）において①または②の業務に 2 年以上従事した者（見込含む）

※ 1 実践研修：本紙においてサービス管理責任者等実践研修を指す。

※ 2 更新研修：本紙においてサービス管理責任者等更新研修を指す。

※ 3 「現に」とは、受講当日の時点を指します。申込後、受講当日までの間で異動等に伴い①及び②が非該当になる方は、③に該当するかどうか確認してください。

※ 4 本研修における「受講開始前 5 年間」は、受講日程により異なります。③に該当

する方で、下記の期間の全てにおいて、実務経験が2年未満の場合は、本研修を受講できません。日程により受講要件の適否が変わる場合は、受講資格確認書及び申込フォームでその旨記載してください。

- ・ 講義①受講者：令和3年10月16日～令和8年10月15日
- ・ 講義②受講者：令和3年11月13日～令和8年11月12日
- ・ 講義③受講者：令和3年11月27日～令和8年11月26日
- ・ 講義④受講者：令和4年2月25日～令和9年2月24日

※5 (2)のいずれかの要件を満たす受講日程を希望してください。

※他都道府県に所在する事業所（開設予定含む）からの申込みについては、県内からの受講者で定員に満たない場合に受講対象とする場合があります。

5 更新研修の受講年度について

- (1)旧カリキュラム修了者（※）であり令和5年度末までに初回の更新研修を修了していない者、並びに令和元年度または令和2年度更新研修修了者で2回目の更新研修を修了していない者は、サービス管理責任者等の資格が失効しています。資格が失効した場合、再度サービス管理責任者等として従事するためには、実践研修を受講する必要があります。

※平成30年度（平成31年3月31日）までにサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了した、かつ、平成30年度（平成31年3月31日）までに、相談支援従事者初任者研修（講義部分のみを含む）を修了した者。

- (2)令和元年度の研修体系見直しに伴う経過措置として実施していたみなし配置（※）が終了しました。みなし配置期間の終了後もサービス管理責任者等として従事するためには、実践研修の受講が必要です。実践研修未受講の方は資格が失効しておりますので、ご注意ください。

※実務要件（参考資料1及び2参照）を満たす者が、令和元年度～令和3年度の間、基礎研修を修了した場合、基礎研修修了日から3年を経過する日までの間は、サービス管理責任者等とみなす経過措置が講じられていました。

(例)

基礎研修修了日	みなし措置が可能な期日
令和3年9月16日	⇒ 令和6年9月15日まで
令和4年2月10日	⇒ 令和7年2月9日まで

(3) サービス管理責任者等として継続して従事する場合、更新研修を起算日から5年度
の間に受講する必要があります。

〈例1〉令和3年度に初回の更新研修を修了した場合の、2回目以降の更新研修受講
年度について

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
更新研修修了	初年度 (起算日)	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目 (初年度)	7年目 (2年度)	8年目 (3年度)	9年目 (4年度)	10年目 (5年度)
	令和4年度から令和8年度の間に2回目の更新研修を受講 (令和8年度末までに更新研修を修了しない場合、令和8年度末で資格が失効します)					令和9年度から令和13年度の間に3回目の更新研修を受講 (2回目の更新研修修了年度に関わらず、この期間に3回目を受講する)				

〈例2〉令和3年度に実践研修を修了した場合の、更新研修受講年度について

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
実践研修修了	初年度 (起算日)	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目 (初年度)	7年目 (2年度)	8年目 (3年度)	9年目 (4年度)	10年目 (5年度)
	令和4年度から令和8年度の間に初回の更新研修を受講					令和9年度から令和13年度の間に2回目の更新研修を受講				

〈例3〉更新研修受講期間に修了できず資格が失効した後、実践研修を修了した場合
の更新研修受講年度について

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
更新研修修了	初年度 (起算日)	2年目	3年目	4年目	5年目	実践研修 修了	1年目 (起算日)	2年目	3年目	4年目	5年目
	令和3年度から令和7年度の間に初回の更新研修を受講 更新研修修了できず、資格が失効						令和9年度から令和13年度の間に更新研修を受講				

6 受講申込(※別紙1「令和8年度更新研修受講申込みの流れ」参照)

(1) 申込方法

- ①当協会ホームページ(申込フォーム)から申込んでください。
- ②下記の必要書類等を「12 問い合わせ先・郵送先」まで郵送してください。

【実践研修修了後、今回が初めての更新研修受講の者】

- 実践研修の修了証書の写し
 - 「様式1」受講資格確認書 1通
 - 返信先を記載したレターパックライト 1通
- ※別紙2「レターパックライトについて」参照

【令和7年度までに更新研修を修了し、資格が失効していない者】

- これまで受講したすべての更新研修の修了証書の写し
 - 「様式1」受講資格確認書 1通
 - 返信先を記載したレターパックライト 1通
- ※別紙2「レターパックライトについて」参照

※（１）の①と②、両方の申込手続きをすることで申込みが完了します。

①と②が申込期限までに確認できない場合は、申込受付ができませんのでご注意願います。

※①と②の内容に相違がないようにご確認ください。

※受講決定は先着順ではありません。

（２）申込期限 ①申込フォーム：令和８年８月７日（金） 23:59 まで

②必要書類郵送：令和８年８月１３日（木） 17:15 必着

※期限を過ぎての申込は原則として受け付けません。

（３）受講決定 ８月２１日（金）以降に受講可否について通知（郵送していただいたレターバックライトを使用）します。８月２７日（木）までに通知が届かない場合は、「12 問い合わせ先・郵送先」まで連絡をお願いします。

受講が決定した場合は、受講決定通知と合わせて研修に係る資料等を同封するため、必ず確認をお願いします。受講決定通知などは原則再発行いたしません。事業所で開封した場合、必要な書類が受講者のお手元に届くよう、ご配慮願います。

7 受講申込にあたっての留意事項

（１）演習部分の日程については、第一希望・第二希望・第三希望の希望順位をつけて申込みください。ただし、定員の調整を行うため、希望する回に受講決定できない場合もありますのでご了承ください。

（２）原則、電話での申込確認の問い合わせには応じません。内容に誤りがないかよく確認の上、申込みをお願いします。必要書類等の郵送についても、配達証明等を使用するなどして、申込者自身が郵便受付を確認できるようにしてください。

（３）事業所住所、設置主体の代表者氏名は、宛先として利用可能なものを入力し、送信前にご確認ください。また、必ず、受講申込者に連絡が可能な電話番号、メールアドレスを入力してください。

（４）定員を超える受講申込があった場合、研修事務局にて選考の上、受講者の決定を行う場合があります。

原則、受講決定後の受講者の変更は認めません。

8 オンライン研修及び演習の留意事項

（１）本研修の講義部分は Zoom ミーティングを用いたオンライン研修です。以下についてご留意願います。

① 原則、パソコンで受講してください。

- ② 1台で複数名の受講は認めません。
- ③ 有線 LAN、Wi-Fi などのインターネット環境が整っていること（通信費用は受講者負担とします）、インターネット環境の調整や機材の設置など、必ず研修前に確認をしてください。
- ④ 通信状況の不良等により研修が受講できなかった場合でも、原則、代替措置は行いません。
- ⑤ 受講確認等に必要のため、web カメラ及び web マイク（いずれも内蔵または外付け）も併せて準備してください。研修受講時は、web カメラ及び web マイクの設置をお願いします。
- ⑥ 周囲の音が入らないように、個室での受講やヘッドセット等の使用を推奨します。また、同室で複数名受講する場合、ハウリングしない距離を確保してください。
- ⑦ 研修中、一定時間「Zoom」の接続が確認できない場合、また画面から受講状況の確認ができない場合は、研修修了とはならない場合がありますので留意してください。

(2)研修の演習部分は集合研修で実施します。以下についてご留意願います。

- ① 発熱や風邪症状等の対象不良が疑われる場合は、研修の受講を控えていただく場合がございます。
- ② 駐車場の案内は行いません。各自で事前にご確認ください。なお、新潟県自治会館で受講される場合、県庁外来駐車場は使用できません。

9 研修会費用等

(1)受講費用：28,000 円

受講決定者には受講決定通知・テキスト資料（講義部分）を送付します。その際、振込先の銀行口座をお知らせしますので、期限までに受講費用の振り込みをお願いします。入金が確認できない場合は受講辞退とみなしますのでご注意ください。また、途中で受講を辞退された場合でも、お支払いいただいた受講費用の払い戻しはできませんので、ご承知おきください。

(2)レターパックライト（※別紙2「レターパックライトについて」参照）

受講決定通知等を送るためのレターパックライト（現物）を、受講資格確認書等と一緒に郵送願います。

10 事前提出課題

受講者は、研修受講前に「事前課題」に取り組み、締め切りまでに提出をお願いします。課題については、受講決定通知と合わせて連絡をします。受講する日程に関わらず課題の提示修了後3週間を目途に提出していただく予定です。受講者本人が各自で確認してください。なお、締め切りまでに課題が提出されない場合は受講継続を認めませ

ん。

提出していただいた事前課題は研修当日に使用しますので、サービス管理責任者等の現任でない方も、現任であることを想定して全設問に取り組むようお願いします。

11 研修修了の認定方法及び修了証書の交付について

(1) 修了証書は、講義、演習及び事前課題の提出を修了の必須条件とし交付します。

15分以上の遅刻又は早退等により、講義又は演習の内容が十分修得されていないと認められる場合もしくは受講態度が著しく不良の場合は欠席とみなし、修了証書は交付しません。やむを得ず遅刻・欠席する際は必ず「12 問い合わせ先・郵送先」に連絡してください。

(2) 虚偽の内容の申込みをした場合は、遡って修了の取り消し等の措置を行う場合があります。

12 問い合わせ先・郵送先

〒950-0121

新潟市江南区亀田向陽 1-9-1 新潟ふれ愛プラザ内

一般社団法人 新潟県相談支援専門員協会 更新研修担当

TEL：025-250-6366

FAX：025-212-2345

Email：ngtsabijikan@gmail.com